

令和5年度 給付奨学生募集要項

1. 応募資格

富山県の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）に在籍する第3学年の生徒とし、修学意欲がありながら、学資金の支払いが特に困難である者。

2. 推薦の条件

- (1) 家庭の事情で経済的援助が特に必要であること。
 - (2) 向学心に富み学業に耐えうる者であること。
 - (3) 生徒会活動（部活動も含む）に意欲的な者であること。
- ＊ 他の奨学金との併給も可。

3. 奨学金給付の内容

- (1) 給付金額 奨学生一人に対し10万円を給付します。
- (2) 募集人数 40名

4. 応募の手続き

- (1) 提出書類
 - ①給付奨学生申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（給奨学様式1）
 - ②高等学校等給付奨学生推薦書（学校用）・・・・・・（給奨学様式2）
 - ③成績証明書・・・・・・・・・・・・・・・・学校の様式で厳封したもの
- (2) 応募期間 令和5年4月3日(月)～令和5年5月31日(水)（必着）
- (3) 書類提出先

〒939-8084 富山市西中野町1-1-18 オフィス中野内
公益財団法人日本教育公務員弘済会富山支部 宛

TEL 076-464-3703 FAX 076-464-9818

＊個人情報保護との関わりもありますので、取扱・送付に十分ご配慮願います。

5. 奨学生の選考

富山支部の教育振興事業選考委員会の選考を経て、支部長が推薦し本部理事長が決定した結果を、学校長経由で本人へ通知します。

6. 給付金交付

給付金は、学校長より生徒本人（親権者同伴）に手交します。

7. 成果報告書の提出

奨学金の給付を受けた者は給付後1月末日まで、学校を通して給付奨学生成果報告書（給奨学様式3）を富山支部長に提出することとします。

8. 奨学金の返還

奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときには、ただちに給付金を返還するものとします。

- (1) 休学または退学したとき
- (2) 奨学生としてふさわしくない行為のあったとき